そばの作付作業の委託にあたって

令和７年２月20日

一般財団法人小美玉農業公社

そばの作付作業を農業公社に委託される方は、以下の内容を確認し、

別紙「そばの作付作業等受委託契約書」により申し込んでください。

なお、提出がない場合は、作業ができませんので必ず提出してください。

１．提出方法

「水稲生産実施計画書」と同時に提出してください。

２．作業代金

そばの作付作業代金は、10a当り次のとおりです。なお、圃場によって

割増料金がかかる場合や、作業を受けられない場合もあります。

|  |
| --- |
| 委託する作業 |
| 基本作業 | 管理耕起作業 |
| ①播種作業 | ②収穫 | ③乾燥 | ④草刈 | ⑤耕起 |
| 種代 | 作業代 |
| 1,000円 | 2,700円 | 7,000円 | 900円/袋 | 5,500円 | 6,500円 |

＜収穫代について＞

②収穫、③乾燥、および販売に係る諸費用は、販売代金で相殺するので、基本的には各農業者から徴収しておりません。

ただし、そばの販売代金が下落した場合は臨時徴収させていただきます。

事業を恒久的に続けるための措置ですので、予めご了承ください。

＜作業を受けられない圃場＞

　以下のような圃場は作業できないため、受託できません。

１.昨年度、作業できなかった条件が改善されていない圃場

２.排水不良や周囲が水稲作付け等で、播種ができない圃場（＝湿田）

３.狭小で作業ができない、または機械が入れない圃場

４.その他圃場条件により、作業ができない圃場　　　　　　裏面に続く

３.作業内容

(1)播種：そばの播種作業で、品種規格統一のため農業公社の種子を

使用いたします。播種作業までに圃場を播種可能な状態に

してください。なお、**作業時期は盆明け以降**になります。

(2)収穫：圃場において、コンバインによる収穫作業です。

(3)乾燥調整：収穫したそばを乾燥させ、23kgに袋詰めした上で、出荷

するまでの一連の作業です。

(4)草刈：播種前の圃場の耕起作業を行うための草刈作業です。

(5)耕起：播種を行うにあたっての圃場の耕起作業です。

４．注意事項

農業公社は、受託可能な土地において、作業を代行し販売を行います。

ただし、気象条件やその他の災害等により受託した農地で作業できないことや、収量の減少、農用地等の損壊、滅失など農業公社の故意、または過失によらない損害についての責めを負わないものとします。

５．交付金の申請及び作業代金の支払いについて

経営所得安定対策等交付金及び小美玉市水田活用事業補助金の申請は

農業公社が一括して行い、12月及び３月の交付金から作業代金を差し引いた金額を、各農業者の口座に振り込みます。

なお、農協口座以外は振込手数料がかかります。（農業者負担）

＜交付金の支払予定＞

・経営所得安定対策等交付金

第1回：令和７年12月下旬予定

第2回：令和８年３月下旬予定

・小美玉市水田活用事業補助金

令和７年12月下旬予定

６．お問い合わせ

一般財団法人小美玉農業公社

担　　当：小林・井坂

電話番号：0299-48-3971